

伊万里市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、また、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたものの、手話が言語であるとの認識など、手話に対する理解が十分に進んでいるとは言えない。

また、障がい者のコミュニケーションにおいては、その手段を選択する機会が十分に確保されているとは言えず、全ての障がい者が不安なくコミュニケーションを図ることができる環境づくりを推進する必要がある。

このようなことから、手話が言語であることを普及し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することにより、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話言語の普及（手話が言語の一つであることを普及することをいう。以下同じ。）及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進方針を定めることにより、もって全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、

難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、拡大文字、平易な表現その他の障がい者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

(4) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

(5) 事業者 市内において事業を営む個人、団体又は法人をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障がい者と障がい者でない者とが相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

3 障がいの特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行わなければならない。

(施策の推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策について、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話が言語の一つであることに関する理解の促進
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する理解の促進
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することができる機会の拡充
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
- (5) コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がい者のコミュニケーションを支援する者をいう。）の確保及び養成
- (6) 災害その他緊急時において、障がい者が迅速かつ的確に情報を取得し、コミュニケーションを行うために必要な支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する伊万里市障がい者計画との整合性を図るとともに、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3 市は、第1項各号に掲げる施策の推進に当たっては、その進捗について検証し、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。